四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年７月８日

四日市市長　　森　　智　広

四日市市規則第６２号

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（平成１３年四日市市規則第３１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（受給資格証の提示の代替措置） 第８条の２　条例第６条ただし書の規定に基づき、受給資格者が個人番号カードを提示した場合において、機器の不具合その他の事情により、医療担当者等が受給資格情報を取得及び閲覧することができないときは、受給資格者は、市長が認める方法で受給資格情報を医療担当者等に提示することにより、受給資格証の提示に代えることができる。	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（健康福祉部障害福祉課）